

星が輝く街「神河」で
はじめる心豊かな暮らし

神河町がお届けする、新しい街。27区画の新規宅地分譲！

第3期好評分譲中！(残り11区画)

兵庫県神河町
しんこうタウン
宅地分譲

残り11区画

第3期 一般分譲先着順受付

分譲価格
(1区画)

754.4万円～828.0万円

若者世帯向け支援事業

充実の支援 最大243.4万円補助

その内、住宅の新築には最大190万円補助



事業主



兵庫県神河町

TEL.0790-34-0002

《お問い合わせ・お申込み先》 〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地 神河町ひと・まち・みらい課

午前9時～午後5時
(但し、土・日・祝日は除く)

パンフレットは神河町役場にて
配布しております。
(土・日・祝日は除く)

神河町しんこうタウン、 第3期好評分譲中! (残り11区画)



姫路から播但ハイウェイ(神崎南ランプ下車)で約40分。
播但ハイウェイ「神崎南I.C」まで車で2分。
姫路からJR播但線で「新野駅」まで約40分。
「新野駅」から徒歩10分。
阪神間まで1時間半。

今回販売区画
(第3期分譲)

広い敷地に、お気に入りの
住まいが建てられます。

自由
分譲



区画番号	面積 (㎡)	単価 (㎡当たり) / 分譲総額	区画番号	面積 (㎡)	単価 (㎡当たり) / 分譲総額
1	223.66	売買済	15	206.65	36,700円 / 758.4万円
2	217.91	35,900円 / 782.3万円	16	208.54	36,300円 / 757.0万円
3	221.39	37,400円 / 828.0万円	17	230.95	売買済
4	226.90	売買済	18	195.15	売買済
5	212.71	売買済	19	201.69	売約済
6	212.16	売買済	20	201.25	売買済
7	201.83	売買済	21	200.77	売買済
8	204.61	売買済	22	202.98	売買済
9	207.98	37,800円 / 786.2万円	23	203.98	売買済
10	207.94	38,500円 / 800.6万円	24	206.04	売買済
11	207.94	38,100円 / 792.3万円	25	209.42	売買済
12	206.35	37,800円 / 780.0万円	26	214.02	37,400円 / 800.4万円
13	205.55	36,700円 / 754.4万円	27	213.37	売買済
14	205.68	36,700円 / 754.8万円			

先着順受付につき、分譲済の場合はご了承下さい。

【しんこうタウン第3期分譲概要】

●所在地 / 兵庫県神崎郡神河町貝野地内 ●交通 / JR播但線「新野駅」より徒歩10分(約800m) 播但ハイウェイ「神崎南I.C」から車で2分 ●地目 / 宅地 ●用途地域 / 無指定地域 ●私道負担 / 無し ●分譲区画数 / 今回第3期分譲27区画 ●土地面積 / 195.15㎡(59.03坪) ~ 230.95㎡(69.86坪) ●販売価格 / 7,488,000円(1区画) ~ 8,280,000円(1区画) ●設備 / 電気・暖房・ガス・個別プロパンガス、上下水道(宅内引込済) ●道路幅員 / 町道有効幅4.7m ●事業主(土地所有者) / 神河町

【募集概要】

- (1) 申込者の資格 / ①居住用の住宅建築用地を必要としている個人、又は法人。(町内に在、在勤を問いません) ②譲渡代金の支払いが可能である者。
- (2) 分譲の条件 / ①土地利用及び住宅建設等(ア)申込み者及びその家族が自ら居住するための住宅とする。ただし、店舗併用住宅と法人で社宅として建築する場合は事前に町長が認めたものに限る。(イ)購入者は譲渡契約の日から3年以内に居住を建築し入居しなければならない。ただし、やむを得ない場合は町長の承諾を得て2箇年間に限り義務期間を延長することができる。②分譲住宅の共有。(ア)譲渡宅地を共有名義とする場合は町長の承諾を必要とする。この場合は申込者の持分が二分の一以上であること。③土地の引渡し(ア)譲渡代金の完納後に付する。④所有権移転登記(ア)土地の引渡し後、神河町が嘱託登記により行います。(イ)登記に要する費用(登録免許税等)は譲受人の負担となります。⑤公租公課 / 分譲宅地についての公租公課は土地引渡し以降は譲受人の負担となります。⑥加入金等 / 神河町条例による下水道・公共下水道及びケーブルテレビの加入金は譲受人の負担となります。また、後日自治会加入負担金(集合施設建設費用等)が必要となります。
- (3) 申込み方法 / 神河町役場にてお問い合わせ下さい。
- (4) 申込みにあたっての注意事項 / ①申込みは原則として一世帯一區画に限ります。但し、隣接した複数区画の申込みは「可」とします。②申込み後の区画番号の変更及び記載内容の変更は認めません。③提出書類は返却致しません。④申込み内容に偽りの記載があるときは無効とします。⑤申込書はボールペンで記入して下さい。⑥申込みにあたっては必ず現地を確認し、分譲条件を熟知のうえ申込み下さい。
- (5) その他の事項 / (ア)指定日迄に土地売買契約を締結し、手付金として売買代金の10%を契約当日までに支払っていただきます。(イ)残金を一括して3ヶ月以内に支払うことが必要です。(ウ)残金を支払うことができないときは手付金はお返しできません。(エ)土地売買契約、所有権移転登記にかかる収入印紙、登録免許税などの費用は譲受人の負担となります。(オ)土地引渡し日/即引渡し可。

充実の支援 最243.4万

若者世帯向け支援事業

住宅取得補助金

【補助内容】
・住宅取得に係る費用の10分の1、上限100万円を補助。(土地取得に係る費用を除く。)
・町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用して新築、増築する場合、50万円を増額。
・本年4月からは、町内の製材事業者から地域材を調達し、10立方メートル以上使用する場合、40万円を増額。

受付期間 4月3日から9月30日まで

※4月3日以降の工事請負契約又は売買契約が対象となります。(4月3日までに契約されている住宅は対象外。)
※申込みされる方は、ひとまちみらい課に備え付けてある申請書に必要書類を添えて、期日までに申込みをお願いします。

申し込み要件

- ①新婚世帯 申請日現在、夫婦の合計年齢が80歳未満で夫婦が同居していること。婚姻予定者 申請日現在、婚姻を予定している者同士の合計年齢が80歳未満で、住宅取得後6か月以内に婚姻し、夫婦で住宅に居住すること。
- ②子育て世帯 申請日現在、中学3年生までの子どもと同居していること。
- ③町内に自己の居住用として、住宅を新築及び増築又は購入する方。
- ④補助金を申請した年度末までに住宅の引渡しが完了し、居住が開始できること。
- ⑤連帯保証人のある方。(兵庫県内に居住する親族で、収入月額15万8千円以上の方2名。)
- ⑥町税その他町に対する債務の不履行が世帯構成員のいずれもがないこと。
- ⑦神河町暴力団排除条例に抵触しない方。

水道・下水道・ケーブルテレビの加入負担金の免除

平成28年4月から32年3月までは、住宅を新築・購入する場合などに必要な加入負担金を免除します。

- 水道加入金のうち一般家庭用(径13mm)の加入負担金/84,000円を免除
- 下水道加入金/350,000円を免除
- ケーブルテレビ加入負担金/100,000円を免除

※補助条件/65歳未満の方

UJIターン促進支援事業補助金

町外から神河町への移住を支援するため、引越し費用を支援します。(平成27年~31年度の期間に限りです)

- 補助金の額: 引越し費用×1/2(5万円上限/20~30歳の未婚女性などの場合は10万円上限)
- ※補助対象/転入日から1か月以内の方で10年以上町内に居住される方、満65歳未満の方(法人その他の団体は対象外)

周辺施設

生活圏が徒歩圏内に充実!
利便性の高い町です。

